前進
週刊
360号　2頁　10円
豊島区東池袋2の62の9
佐藤ビル内
前進社
電話代表（984）8651
振替口座東京88857
編集発行人　山村克
関西支社　大阪市北区黒崎町36　電話（371）6816
振替口座大阪16016
購読料
1部20週（送料共）400円
3部20週（送料共）700円
3部以上は送料当方負担

10・8～11・12がつくりだした階級情勢の現局面と今後の課題

反帝国主義・反スターリン主義の旗のもと
万国の労働者団結せよ！

革命的共産主義者同盟
全国委員会

一、五週間の闘いの総過程

(1) 十月八日の佐藤首相のサイゴン訪問出発から、十一月十二日の訪米までの五週間は七〇年を前に日本の進むべき方向をめぐる厳しい闘いの日々であった。佐藤首相は、韓国、台湾から東南アジア諸国を回り、戦火の南ベトナムに入ることによって、ベトナム侵略戦争への国をあげての参戦と、アジアにおける帝国主義支配強化をねらい、その「成果」をもって、七〇年安保に向っての対米交渉に臨もうとした。

佐藤首相のこの政策は、「沖縄返還」という幻想と抱合わせにされ、その本質を隠蔽されようとしていた。

だが、日米会談の結果は、一切の幻想をふきとばし、動揺するアジアの帝国主義支配を支えるため、日本が全面的に力を注ぐことのみを宣言した。「日米共同責任」とは、ベトナム侵略支持、沖縄の現状確認などに加えて日本の公然たるベトナム参戦国化と「アジア安全保障」のための日本の積極的努力を約束したことであった。沖縄復帰の強い叫びに対するすりかえに過ぎない小笠原返還すら、このアジア防衛共同責任の義務を果すものとして位置づけられているのである。

この結果に、沖縄県民が弔旗をかかげ「佐藤内閣退陣」を要求したのは当然であった。否、これは決して予想外のものでなく、多くの人々にとってあらかじめ十分見抜かれていた。だからこそ、十・十一月の両月にわたって、佐藤首相の訪ベト・訪米反対の闘いは、日本の歴史に記されるべき鋭さと広がりをもって燃えあがったのである。

十月八日、佐藤首相第一次東南アジア歴訪が、同志山崎の虐殺をもって強行された以後に限っても、この三十五日間の闘いは、次のごとくである。

十月八日　佐藤訪ベト阻止、羽田闘争。全学連三千人、反戦青年委、国労青年部など労働者二千人。死者一、負傷無数、検挙五十八、事後逮捕続出。

十月九日　三里塚空港強制測量、反対同盟の農民激しく闘う。地元農民検挙さる。

十月十三日　全国反戦青年委員会デモ。東京七千人、大阪三千人ほか多数。

十月十七日　虐殺抗議山崎君追悼中央葬、一万人。この間各地で追悼抗議集会多数。

十月十九～二十二日　国鉄労働組合、米軍ガソリン輸送阻止闘争。特に二十日は立川、浜安善に労働者学生八千結集。全貨車ストップに成功。

十月二十一日　ベトナム反戦全国統一行動、東京六万、全国で百五十万動員。全学連ストライキで参加。

この日国際統一行動。アメリカ、ワシントンに二十万人のデモ、国防総省に突入。パリ三万、西ベルリン一万、オランダ一万五千、コペンハーゲン八千、ほか各地で大動員となる。

十月二十六日　公務員共闘統一スト、都市交通日教組など大ストライキに突入。

十一月二日　沖縄即時復帰要求大会、那覇に二十万人結集、全島あげての歴史的闘争となる。

十一月二日　三里塚支援青年総決起大会。

十一月九日　沖縄返還中央集会、労働者学生一万人参加するも、日共、終始統一集会破壊に動く。

十一月十一日、由比忠之進氏、佐藤首相に抗議し焼身自殺。

十一月十二日　佐藤訪米阻止羽田闘争、全学連七千人、反戦青年委五千人ほか市民団体など多数参加、検挙三百三十五人、負傷無数。

十一月十一日　ベ平連、米軍兵士四名の空母からの脱走を発表。

ここに列挙した闘争に見るとおり、八日と十二日の全学連の鋭い闘いをつつんで、労働者・農民・市民が立上っており、アメリカ兵士の闘いによって、直接国際的な結びつきをもった。沖縄県民を先頭とするこの二十五日間の日本の闘いは、ベトナム侵略戦争を結び目として、全世界の階級闘争の中心をなしていたのである。十一月十二日に再び羽田で全学連の決死の闘いがかちとられているとき、七三歳の由比さんが命をすてて抗議し、また四人の米軍兵士が、一切をなげすてて戦争に反逆したことは、この間の闘いの鋭さとひろがりを、象徴的に示したものといえよう。

(2) この、五週間にわたる闘いは、互いに強めあいつつ発展し、日本階級闘争の不屈の戦闘力を示した。一九六〇年の安保闘争以来、久しく沈滞していた日本において、かくも激しい政治闘争が爆発したことは、日本支配階級を動揺させ、巨大な国際的反響をよびおこし、日本労働者人民に、安保以来の衝撃と自信を与え、階級闘争に大きな転機をもたらした。安保闘争の敗北以来、その先頭に立った全学連と革命的左翼が分裂し、また当時は一応の戦闘力を示した革新陣営、なかんずく総評を中心とする労働組合の本隊が、相次ぐ職場支配と組織破壊攻撃の中で右翼化のテンポを早め、華やかに登場した知識人、市民主義者が、厳しい情勢と思想的試練の中で解体、風化する、という状況は、日本の階級闘争全体に、重苦しい沈滞を強いていた。この中で、構造改革論が花ひらき、マイホーム主義が喧伝され、革命思想の破産が叫ばれていたのである。だが、十・八に始まる闘いは、権力の弾圧に抗して進む、人民の力の存在をはっきりと示し、人民の行動が歴史を決するものであることを、再び立証したのであった。一九七〇年を目前にして、労働者人民の前に、自からの闘いのありかたと勝利の展望を実体をもって示したことの意義は、今後ますます確認されることとなろう。

(3) 日本におけるベトナム反戦闘争の爆発は、十月二十一日に示された全世界の反戦闘争の光栄ある前衛をなすものであり、闘いは全世界的規模で評価されねばならない。

また十月二十一日、米国防総省前に集まった二十万のデモは、われわれに「アメリカ人民の闘い」を実感もって感じさせた。一九三二年復員兵士のデモ以来、実に三十五年ぶりというこのアメリカ史上最大の闘いは、アメリカ帝国主義の内部から、それを打倒する力がたくましく登場していることを教えてくれた。今年の春十万人デモ、夏の黒人反乱と続くこの闘いは、「敵はジョンソンだ！」と、自国帝国主義との闘いをはっきりとかかげ、お願いでなく闘いを、政策選びでなく実力行動を実行したものとして、久しく忘れていた「階級闘争」を、アメリカ社会の中に登場させている。

「帝国主義内部における、労働者人民の闘い」――これこそ、われわれがベトナム侵略戦争をやめさせうる、唯一の力として、現代世界の危機を解決しうる真の力として主張しつづけていたものであった。だが、スターリン主義の深い支配の下で、とくに第二次大戦後は、すべての歴史は、米ソ両陣営の対抗と取引きによって決定されるかのごとき仮象を貫いてきた。米ソによる平和共存論も、米中対決を軸とする周辺革命論も、共にこの歪められた構図の表現の差でしかなかった。ベトナム戦争は、ジュネーブ方式のくりかえしによる和平か、武器援助競争――中国参戦への発展か、としか、論ぜられぬ中で、われわれの「全世界反戦闘争を」の主張は、一見論理のみの正論に見られるほどだったのである。

十・二一のアメリカの闘いは、多くの人々にやっと日米の思考を破り、目を帝国主義の内に向けさせる契機となった。だが、他ならぬこの闘いはすでに久しく、われわれ自身の手で闘われていたのである。日本帝国主義の侵略加担に対する、日本人民の反戦闘争――われわれが自から闘ってきたこの闘いが、六〇年安保闘争を契機にアメリカの新しい左翼の注目するところとなり、今日のアメリカ反戦闘争の重要な支柱をなしてきたのである。十・八羽田闘争は、同志山崎の死と激しい闘いによって、再び全世界に闘いの道を示し、「佐藤首相のベトナム訪問を阻止するのは、日本人民の義務」という論理が十・二一の国際反戦闘争の中心論理をなしていたのである。

五週間にわたる日本人民の闘いは、佐藤首相のサイゴン訪問を早々に切上げさせ、日米帝国主義の共同したアジア支配に、日本が参加するごとに大きな足枷をはめ、佐藤政府に大きな政治的打撃を与えている。われわれは自からの闘いを、英雄的に闘いつづけるベトナム人民の闘い、ジョンソンの侵略戦争の足下をほりくずしつつあるアメリカの闘いと不可分の、国際的任務としてとらえねばならない。横須賀で脱走した四人の反戦兵士が日本人民のベトナム反戦の声を唯一のたよりとして、この日本の地に逃れたことの意味を、自からのものとしなければならぬ。アメリカ帝国主義がこの世界支配の要として続けるベトナム侵略戦争は、ますます多くの国々をこの泥沼に引込まざるをえず、それは同時に、ベトナム反戦闘争の全世界的拡大の条件をつくりだすのである。

日本帝国主義が、アジアにおける唯一の帝国主義としての支配を維持するためには、この危機に立つアメリカ帝国主義を支え、自からも泥沼にはまり込まざるをえない。戦後の特殊条件を楯に経済的利益追求にのみ専念してきた日本帝国主義は、今や本格的にベトナム参戦国家として、アジアの帝国主義防衛にのりだした。まさにそれゆえに日本人民は真っ向からこの侵略と抑圧への道に反対して立ちはじめたのである。

二、闘いを担った力と思想

(1) 十・八から十一・一二にいたる闘いの最大の特徴は、これまでの「革新陣営」の闘争スタイルと既成左翼の指導をはなれた力によって遂行されたことであった。社会党は闘いの後からその結果をめぐって激しく動揺し、そして、総評はついに組織をあげて登場しようとしなかった。闘いは革命的左翼の換起と推進によってのみ進行し、日共はその力のすべてをもって、権力とともにこの闘いに敵対し、妨害することに終始したのである。

安保以来七年、安保闘争の敗北後の分裂・混迷をのりこえて、わが革命的共産主義運動が、ついにその力で日本政治に大きな影響を与えうるところまで進出したことを、われわれはしっかりと確認しなければならない。もちろんそれは、われわれが裸の独力でなしたのでなく、逆にわれわれの提起によって、社会党、総評をはじめとする人々を、その方向に動かしえたからこそ、なしえたものである

全学連は、再び日本政治運動における、恐るべき戦闘部隊として歴史の舞台に登場した。さらに反戦青年委員会は、青年労働者の中での、最も革命的部分の組織体として、日本労働者階級の戦闘的政治部隊としての地位を確立した。この二つの部隊の組織的定着を基盤に、国労・動力車・東交などが、労働組合としての闘う姿勢を示し、砂川三里塚の農民が立上り、また多くの市民知識人の自発的な闘いをとおして、新しい闘う力が台頭しはじめている。日共が、権力とともにこの闘いの全てに敵対したのと対照的に、構改派から中国派まで、すべての潮流がそれぞれの意味をこめて羽田闘争に参加したのも、特徴的である。

革命的左翼は、ここに日本の政治を決しうる勢力をもった部隊となり、同時に全情勢と全闘争にかかわり、労働者人民を誤りなく指導する責任を負う「前衛」としての試練に立されたのである。

(2) だが同時に、日本労働者人民の大多数は、依然支配階級と既成指導部の影響下にあり、この期間の闘いに参加した少数者を、外から眺めていたことも冷厳な事実である。六〇年安保以来、政府財界の統制の下におかれ、権力の機関紙と化してしまったマスコミの圧倒的な宣伝を見聞し、日々の生活に追われ、それしか判断の素材をもたぬ人々と、闘いに参加し、自分の行動をもって事態を認識した人々との落差は、重苦しく闘ったものにしかかっている。それに加えて、既成左翼は闘いを提起しないばかりか、現に闘われていることの意識すら、否、闘いの事実そのものすら、その影響下にある人々に伝えようとしない。日共にいたっては、逆に権力と一体となって、闘いをひ謗し、デマをもって闘いの事実におきかえ、人々を闘いの現実から切離し敵対させるために全力をつくしているのである。

スターリン主義との対決が、現代においていかなる闘いにおいても欠くことの出来ぬものであることが、これほど鮮明に立証されたのも、闘いの厳しさゆえであった。だが、スターリン主義の反労働者性が気づかれただけでは何にもならない。それは打破られ、妨害をおしのけて進むことが必要なのである。反帝国主義・反スターリン主義の旗を高くかかげて、一貫してこの立場を貫いてきたわれわれのみが、これをなしとげえた。多くの中間諸潮流が、改めてスターリン主義の反動性に身をのんで、混迷し、立止ったことは、それだけでも闘いの前進を阻んだのである。

(3) 五週間の闘いは、革命的左翼に、いくつかの闘争上の課題を課した。

革命的左翼が基本的に指導責任を負っている全学連は佐藤首相のベトナム訪問訪米に反対する広汎な日本人民の意志を、断固として示し、その決意を政治に貫かせるため、「実力阻止」の旗を高くかかげ、正当な人民の権利としての大衆デモンストレーションによって闘った。

国家権力は、人民の意志表示に対し、一方的にデモ・集会を禁止・変更させ、それに逆うものには、機動隊の暴力をもって圧殺することを久しく貫いてきた。特に全学連に対しては、デモをサンドイッチ規制し、砂川では宮崎同志にひん死の重傷を負わせ、暴力によってその意志を圧殺しつづけてきた。十・八にも十一・一二にも、全学連の集会デモを一切禁止し、その進路を装甲車でしゃ断し、ヘルメット、警棒、催涙ガス弾で待ちうけていた。学生たちは、この経験にふまえ、佐藤の訪ベト・訪米阻止の意志を貫くために身を守るわずかのヘルメットと棒切れと石ころをもって、数個の金を投じた国家権力の暴力と対決し、部分的にこれを打破ったのである。権力は、これに対し山崎同志を虐殺し、おびただしい参加者に傷を負わせ、百発のガス弾を放ち、四百人近い人々を逮捕することで応えた。だが、こうした弾圧にひるむことなく闘い抜くことによってのみ、ベトナム反戦の意志はその存在を示しえたのである。

この闘いは、権力と日共から「暴力」としてのしられ、その目的すら無視して攻撃されている。だが、八日や十二日の闘いは、国家権力の巨大な組織された暴力に抗して、人民がこの意志を貫こうとする際、避けることのできないささやかな闘い以上のものではない。そこには、権力に対するに、武器なき人民の、自からの団結のみをたのみとする、大衆運動の姿勢が貫かれている。大衆運動という基本をはなれて、機械的にこの闘いを固定し、「武装の萌芽」とか「武力闘争の思想」とかに問題をずらすものは、革命＝真の人民による暴力の意味を矮少化するのもはなはだしい。

戦後民主主義の下で、既成左翼によって、人民の大衆運動が単なる「意志表示」にねじ曲げられ「デモンストレーション」が、見物人としての第三者に「見てもらう」見世物に堕落させられていたことに比べれば、たしかに羽田での全学連の闘いは、異様に映るかもしれない。だが大衆運動がそもそもそこに参加する人民の、敵権力に対する闘いであったことを思いだすならば、羽田の闘いは、長く忘れられていた人民の運動の行動原理を率直に示したものであることを理解するのは容易ではなかろうか。

(4) 十・八の羽田闘争、山崎同志の貴い犠牲は改めて日本人民に、ベトナム侵略戦争と自己のかかわりをつきつめて考えさせた。「なぜ殺されても闘うのか」との疑問は、「羽田に十万、二十万が集っていたら、山崎君はむざむざ殺されはしなかったろう」となり「自分は何をしたか」を迫る反省となった。ここにさまざまな階層の人々を、それぞれの条件の下で、自分の全力をつくして闘う道がひらかれた。ある市民は、吉田茂の国葬当日、山崎君の遺影と羽田闘争の写真をかかげて、街頭カンパを行ない「だれが弔われるべきか」を問うた。多くの知識人が日共の妨害をけって救援に立上った。四人の米軍兵士をかくまい、その防衛に立上ったベ平連は、その団体の特色を生かした闘いであった。三里塚の農民は「羽田に続け」と闘った。七十二才の市民・由比忠之進氏の焼身自殺は、羽田で官憲の手で殺された山崎同志の遺志にこたえる、一市民の強烈な意志表示であった。

階級闘争の本隊である労働者、組織された労働者部隊の動向こそ、この中で最も重要な鍵を握っていたことはいうまでもない。日本労働運動の現状は、この本隊の闘いに、最も困難な条件を与えていることはよく知られている。職制のしめつけ首切りの脅威、そして組合幹部の統制処分の攻撃の中で、戦闘的労働者はその責任を果すべく闘い続けた。十・八反戦青年委員会二千人の羽田への結集はこうした闘いの示した厳しい現実であった。

それゆえ、この日国労青年部が、右翼と日共の反対をおしきって、羽田動員を強め、組合旗をかかげて二百名を結集したことの意義は大きい。動力車・東交がこれに続いた。この闘いは、二十日国労の軍事輸送阻止の闘いを支える原動力となりついに日本労働者階級の本隊による、軍事輸送阻止という闘いを実現せしめたのである。国労、動力車の戦闘的労働者は、この力にふまえて、組合における反戦闘争をねばり強く拡大したのである。

十一・十二は、この闘いの力を計る場であった。青年労働者の闘いは、総評常幹の「一切の行動禁止」の決定をはね返し、日共・社会主義協会の反対をおしきって十二日当日の労働者の闘いを決定させた。総評青年部による、当日の日比谷集会の決定は、こうした力の成果であった。日本の労働者階級が、組合組織として、十二日当日、訪米阻止の行動に立上ったことは画期的なことである。だが、闘いはここに止まることを許されなかった。一方では、あくまで羽田に労働者を行かせまいとする策謀を打破って、全国反戦の羽田闘争を決定させ、総評中央のしめつけを破って、組合青年部の部隊を羽田に動員する闘いが続いたのである。

当日、日比谷に結集した反戦、組合青年部の部隊は、都心を堂々とデモでかけとおし、一握りの協会系分子を残して、羽田に合流をかちとったのである。反戦青年委員会を中心に、国労・動力車を先頭とするこの闘いは、七〇年に向って、労働者本隊における革命的再編をおしすすめることで決定的なテコとされねばならない。

こうした闘いは、十二日の羽田に大きく結集された。労働者五千をはじめ、多種多様な人々が、催涙ガスの中で闘う全学連を包んで闘ったのである。この新しい連帯は、これも既成左翼による「幅広イズム」を打破る新しい可能性を示すものであった。日共の伝統的主張である巾広統一戦線論は、人民の闘いを常に最も弱い所に引下げ、鋭い闘いを統一の名によって破壊するものであったが、他ならぬ日共は、これほど多様な人々の登場にもかかわらず、五日に分裂集会をもったのみで何一つ統一の意志を示さなかったのである。

闘いは、最も突出した全学連を非難攻撃することによってでなく、その闘いに共感し、自分の任務を自分なりに設定する人々の手で支えられた。他を非難するのでなく、それぞれの場でもてる最大の力をもって立上り、その総体を敵に向けるという闘いによって、真の統一の道がひらけるのである。装甲車に向って突進する全学連と、ひっそりと自分の身に火をはなった由比さんを固く結びつけるものは、なによりもベトナム侵略戦争への怒りの深さ、それにますます加担を深める佐藤政府への、深刻な危機意識であった。そして、この情勢への厳しい認識に立って、他人を省みるのでなく、自からの行動をもって立上ろうとする、人間としての厳しい自覚なのではなかろうか。

既成左翼に根本的に欠けているもの、それは今日の日本のおかれている情勢に対する、厳しい感受性であり、自からを歴史の担い手とする行動者の自覚である。これは決して今はじまったことではなく、戦後の階級闘争の全過程をとうして、常に闘いを敗北させてきたものなのだ。そして日共は、こうした欠陥を乗りこえた力の登場に直面するや、その党の官僚支配を維持するため、これに敵対するという、スターリン主義の本質を露呈したのである。

七〇年安保闘争を担いうるものがだれであるかは、すでにこの対比の中に示されたといえよう。

三、新らたな攻防戦と闘いの展望

十・八に続いて、十一、十二が闘われるにおよび、政府権力はついに破防法を適用してこれを弾圧する方向に本格的に動きだした。われわれは、破防法発動の動きを日本階級闘争が新らたな次元に突入したしるしとして厳しく受とめ、これを未然に阻止ずべく、総力をあげて立ち上らねばならない。

破防法――これこそ、今日の法体系の下における、革命運動への最大の弾圧立法であり、権力が革命運動に対して加えうる、あらゆる弾圧を内包している。戦前の治安維持法、占領下の団体等規制令を受けつぐこの破防法が、その本来の姿をもって発動されようとしていることは、日本帝国主義が、それに反対する者に革命の力を見出し、真向から対決を挑んでくる時代への突入を意味している。破防法は、朝鮮戦争のさなか、今日の言葉でいえば山村を根拠地とする武力解放闘争を方針とした日本共産党に対してつくられ、この共産党の壊滅をとおして、一切の反政府運動を弾圧し、戦争と反動への体制をかためる狙いをもったものであった。だが、労働者人民の闘いはこの極反動法に大きく足枷をはめ、その発動を十五年間阻止しつづけてきた。今佐藤政府が、この発動を口にしたことは、ベトナム侵略参戦国化にあたり、日本の労働者人民の抵抗を無理矢理抑圧し、再び戦争と反動の道につき進まざるをえぬ、日本帝国主義の危機の深さを示すものだ。そしてこの対象がもはや抑圧の必要もないほど権力に忠実なものとなった日本共産党でなく、全学連とわが同盟とされたことは、敵もまた革命の力がどこにあるかを見抜いた証拠である。

権力は、十・八闘争直後から、この闘いを実現した力を圧殺すべくあらゆる攻撃を試みた。大衆運動への直接弾圧のために、ジュラルミン制盾などの新兵器がつくられ、凶器準備集合罪を適用し十二日には安保以来の七千人の警官が動員された。山崎同志の虐殺、多数の逮捕、北小路同志の保釈金二〇万円といった攻撃と共に、先頭に立つ部隊を大衆から切離し孤立させるための攻撃が、しつように繰返された。マスコミによる「暴力学生」宣伝、山崎同志の死因に対する陰険な謀略は十二日が迫ると共に一層強められた。また闘いの拠点となっている学生運動を破壊するため、「暴徒から学生服をはぎとれ」とばかり、全学連活動家の追放、学園自治の破壊が集中的に強められた。大学学長を文相がよびつけて警告する一方、文部官僚は地方大学に乗込み、学生自治破壊を直接指導した。警察は家族をよび、あるいは家におしかけて脅迫し、活動家を父兄によって監視させ十二日直前には、大学に対し警視庁が警告を出す一方「ハハキトク」のニセ電報で学生をよびもどす策謀まで使った。

だが、こうした総攻撃にもかかわらず、全学連を孤立させ、十二日を挫折させることはできなかったのである。八日を上回る一万五千の部隊が羽田に結集し、七〇年に向っての展望は、大きく切拓かれたのであった。破防法発動は、これに対する攻撃であり、同時にまだこの闘いが、労働者本隊と結びついていないところを狙ったものであるそして他の弾圧もまた、一層激しくなっており、特に全学連の防衛は、その中心環をなしえているのである。

破防法発動に直面して、われわれは改めて自からの隊列を見直さねばならぬところにきていることを知った。

破防法発動を未然に阻止するための闘いを展開しつつ、自からがこの時代にたえうるか否かを厳しく反省し、急速に己を革命組織に鍛え直さねばならないのである。十五年間、破防法が発動されずにきたことは、一面から見れば例外的な平和時代であり、われわれもその微温湯に骨までひたっていたことなのだ。われわれは、敵の一撃より前に、これを脱皮せねばならぬ。

とはいえ、何か特別な手だてがあるわけではない。われわれは革命党創成をめざして続けてきたものを、徹底的に貫きとおし、わが同盟を、量質ともに飛躍的に強大化することこそ、この試練にたえる道なのだ。

われわれは「反帝国主義、反スターリン主義」の綱領的立場を常に深化すると共に、すべての闘いを「党建設」のために集約してきた。わが同盟の反帝・反スターリン主義の立場こそ、現代世界の激動の中にベトナム侵略戦争のもつ特殊な重みを明らかにし、日本帝国主義のベトナム参戦国化がもつ意味を、最も鋭くつきだし帝国主義国内における自からの闘いを、これを阻止する唯一の力として位置づけてきたものであった。またこの立場を貫くわれわれのみが、日共、スターリン主義のあからさまな反革命に対し、正面からたち向いこれに打勝って進みえたのである。

十・八から十一・一二に至る闘いを支えたものも、わが同盟を中心とする革命的左翼の独自の組織力にあった。警官隊を前に、怒濤の力をもって突き進んだマル学同中核派の整然とした隊列なしに、全学連の闘いはありえず、その力は、日頃からの中核派の組織力の発現であった。八日にも十二日にも、最大数の逮捕者を出しながら、一貫して全学連を支えたものは、決して一朝一夕になったものではない。

そしてわれわれは、すでに今年前半、三度にわたる砂川闘争において、自からの力で突破口を切拓き、日共の反革命を打破り、そこに社共総評の本隊を登場させるという、闘いの発展法則を身につけていた。また杉並選挙美濃部選挙で、数十万の未知の大衆の中に飛込み、社民との革命的統一戦線をもって闘うことを学び、六月都議会闘争において、自民党から共産党、社会党までの全てを敵に回して、なお一人大衆の利益を守って闘う試練も経てきた。自からの組織の強固な力と、広汎な大衆を立上らせうる柔軟な戦術との結合によって、階級闘争の全体を前に進める力量を、われわれは積重ねてきたのである。

だが、十・八――十一・一二の闘いは、われわれにこれまでの経験のワクをこえて進むことを迫っている。その第一は、何よりも国家権力が、これまでになく本格的に攻撃をかけてきた中で闘うことであり、第二に、政治闘争の重要な構成要因として、少なくとも街頭大衆運動の全戦術決定に、直接われわれの責任がかかる状況が生れだしたからであり、第三に、労働者人民の最良の部分が、われわれに注目し、政治方針と思想においてわが同盟を評価しかかってきたからである。

この飛躍は、単にわれわれの力の着実な拡大という静的な方法ではありえないのである。階級闘争は、六〇年安保やこの五週間の闘いがそうであったごとく、ある重大な時点において一挙に爆発し組織もまたそれに応じた大飛躍を迫られるものである。十二日に羽田に集った人々は、すでに革命的左翼の直接の掌握をこえるものとなっていた。これを組織的にうちかためることなしに、次の拡大は望めない。社共は九日の分裂に見るとおり、われわれの評価をめぐって再編されつつある。今まさに、われわれの組織の飛躍的拡大と、本物の革命組織への脱皮を同時に行なうべき時点に立っているのである。

しかも、七〇年に向っての情勢は、この秋がそうした時期の終りではなく、一層巨大な激動への第一歩にすぎぬことを示している。

訪ベトから訪米に至る、佐藤政府の行動は、日本帝国主義の矛盾が、外交路線において決定的なまでに深まっていることを露呈させた。ベトナム参戦国化と核武装――われわれが七〇年安保の内実として指摘した道は、早くも「日米共同責任」論の中で具体化した。ベトナム侵略戦争におけるアメリカ帝国主義の危機は、佐藤にサイゴン訪問の裏の目的の実行を迫っている。日米会談で約束した日本の「安全保障への努力」は、ただちにエンタープライズ寄港から日本への核持込み――日本核武装となって迫ってくる。七〇年安保は、参戦国化と核武装をより体系化するものとして迫ってくるであろう。これこそ、沖縄県民の本土復帰の闘いと真正面から敵対するものであり、燃えあがる日本人民のベトナム反戦闘争への挑戦なのである。七〇年安保は、沖縄県民を先頭とする日本人民と日米帝国主義との、妥協なき決戦となったのだ。

折しも、ポンド危機はついに一大破局を迎え、ベトナム侵略戦争の激化と共に帝国主義の屋台骨をゆさぶっている。来年の大統領選挙を前に、政策的にも身動きのとれぬアメリカを中心に、現代世界の矛盾は戦後最大の深さに発展しつつある。この歴史の流れに、佐藤は挙党体制の内閣をもって抗しようとし、逆に人民に対し極東の安全保障の必要を宣伝し、危機を帝国主義的に収れんさせることを迫っている。だが、そうした小細工では何もなしえないところに、今日の日本階級闘争の深刻さはあるのだ。佐藤内閣打倒の日は、むしろ近づきつつあるといえよう。

現代世界の激動が深まり、日本帝国主義の矛盾が赤裸々に示されるにつれて、この危機を革命によって止揚すべき主体の弱さは、一層鋭く問われてくる。十・八から十一・一二に至る五週間は、この危機を直視した人々の見えざるエネルギーが噴出したはしりであった。既成左翼の重い死鍾を断って、大衆の中にある無限の怒りに形を与え、これを階級闘争の場に解き放つ「指導」こそが必要なのである。革命主体の形成もまた、革命的自覚をもった部隊による、意識的な働きかけによってのみ可能である。われわれは、この秋の反戦闘争の切拓いた成果にふまえ、巨大な七〇年安保闘争の担い手を組織しなければならぬ。今が、その鉄をうつ時である。

前進社 違法捜索に抗議し準抗告を行ない闘いぬく

革命的共産主義者同盟・全国委員会

一、十一月二十二日午前、警視庁公安部は、十一・一二佐藤訪米阻止闘争を口実に前進社、戦旗社、現代社の三ヶ所を強制的に捜索した。

ベトナム侵略戦争に全面的に協力することの意志表示を訪米の唯一の「成果」として帰国した資本家政府・佐藤内閣の、戦闘的学生運動とその指導的中核としてのわが同盟に対する恐怖こそ、右の強制捜索となって表われたものである。

われわれはかかる卑劣な弾圧に対して、満身の怒りをこめて抗議するとともに、一瞬もたじろぐことなく、ベトナム反戦・沖縄即時返還・破防法適用粉砕の旗印をいっそう高くかかげ、全人民的反撃の先頭に立つことをここに宣言する。

一、日本帝国主義国家権力は、十・八羽田闘争に対する大弾圧を故山崎博昭同志の虐殺をめぐる大謀略宣伝とともに進めてきたにもかかわらず、再び十一・一二羽田闘争において十・八を上まわる全学連と青年労働者の闘いが、ベトナム侵略戦争に反対し、沖縄即時返還を求める広汎な日本国民の支持のもとに闘いぬかれたことに心底から恐怖し、「凶暴な極左暴力主義団体」なるイメージをマスコミをとおして国民の間に植えつけるために今回の強制捜索をあえて行なったのである。

だがわれわれが再三明らかにしてきたように、十・八、十一・一二の二つの羽田闘争は国家権力の不法なデモ・集会不許可に抗して憲法によって認められたデモ・集会の権利を防衛するために闘われた破防法適用を云々すること自体およそ前例のない大弾圧なのである。

当日の強制捜索は、押収品四十四件のうちほとんどが十一・一二羽田闘争と何ら関係のない、一二闘争後に発行された『前進』三五九号若干部、さらに『現代と戦略』、『中核』や個人の学習ノート等で占められていることからみてもわかるとおり、羽田闘争が国家権力がねつ造しようとしているような暴力主義的なものではなんらないことを、逆に事実をもって証明したのである。

一、当日の強制捜索にかんしては、その目的そのものが許しがたい弾圧である以上に、捜索のやり方が憲法三五条によって認められた大原則によって保障された権利を踏みにじり、刑事訴訟法二一〇条、二一八条、二二二条第一項に違反する違法行為であり、われわれはこれを絶対に許すことはできない。

まず第一の違法行為は当日の捜索が捜索令状を提示せずに行なわれた暴力的な押収であることである。刑事訴訟法二一〇条が明示しているとおり、捜査令状はその内容を処分者にはっきり示さなければならないにもかかわらず、立会人山村克の再三の抗議を暴力的に無視して、令状をひらひらさせるだけですぐにしまいこみ、多数の制服警官を動員して立会人を二人に減らすためと称して、同盟書記長本多延嘉、前進編集局長山村克他、一名を除いて、有無を言わせず、前進社の二室のうち大きい室内にいた十六名の同志に対して、殴る、蹴るの暴行を加えて階段からつきとばして前進社前の歩道まで十六人全員を排除したのである。この警官による暴行、傷害が当日の違法行為の第二点である。

この暴力行為は、きわめて意識的・計画的なもので、白い指揮棒を持った機動隊隊長の指導のもとにいっせいに行なわれたもので、たとえば大きい部屋に最後に残った二同志は、五、六名の機動隊員にリンチを受け、頭部右上部を切傷され多量の出血をみ、左眼こめかみが赤色にふくれあがった。他にも数名が傷害を受けたのである。

機動隊は前進社前の歩道に同志らを排除したのちも、数十人でこれをとり囲み、室内の捜索が十二時二分に終るまでいっさいの行動の自由を奪い、便所にも行かせず再三にわたって暴行を加えたのである。

第三の違法行為は、当日三人の立会人を含めて多数の者に対して身体検査令状によらない身体検査が行なわれたことである。これは刑事訴訟法二一八条違反であり、およそ前例のない違法行為である。腕をねじあげたり、室外から排除する途中でポケット内の、羽田闘争とは何の関係もない個人的所持品や財布などをぬきとり、また一たん室外に持って出たカバンを強奪し、室内に持って入り、これは室内にあるものだから捜索できる、という白昼強盗同然の行為が「法を守る」と称する彼らによって行なわれたことに対して、われわれは心底からの怒りを禁じえない。同時にわれわれはかかる違法行為によって押収された個人所持品の返還を求めるものである。

かかる捜索令状許可外の捜索差押えが、当日の違法行為の第四点である。

当日の違法行為の第五点は、被疑事件に全く無関係なものの押収である。一例をあげると当日室内に居あわせた全学連救対部長山口紘一君のカバンの中から一二羽田闘争で逮捕勾留中の者の留置番号、留置番号、担当弁護士等を記載した救対活動資料を押収するというデタラメぶりである。押収品のほとんどがこのように一二羽田闘争と無関係のものであり、われわれはこの返還を求めるものである。

すでにわが同盟は、かかる違法行為に対して断固たる闘いを開始した。前進社代表山村克を申立人として、刑事訴訟法四三〇条にもとづいて、捜索、押収の取消、押収物の即時返還を求める準抗告を十一月二十五日東京地方裁判所刑事部に行なったのである。われわれはこの抗議を貫徹するため、あらゆる機会をとらえ、あらゆる手段をもって全力で闘いぬくであろう。

一九六七年十一月二十五日

秋山委員長保釈かちとる

秋山勝行全学連委員長は、十一月二十四日保釈をかちとり、元気な姿を現わした。学生運動史上最高の三十万円という保釈金を全国の労働者学生の救援カンパで保証したことは、官憲に恐怖を与えている。

秋山委員長は出獄と同時に記者会見で「佐藤内閣は短命だ。必ずあと一年で打倒する」と堅い決意を表明した。二十七日の集会での報告が期待される。

全学連が再度救援カンパの訴え

羽田闘争を最も戦闘的に闘った全学連にかつてない大弾圧がかけられています。全学連中央執行委員会は、十一月二十日に救援資金カンパの訴えを発しましたので、その全文を掲載します。読者諸氏の全面的な協力を訴えます。（編集局）

一千万円カンパを重大な決意をもって訴えます

全学連中央執行委員会
委員長　秋山勝行
副委員長　成島忠夫
〃　蒲池裕治
書記長　高橋孝吉
書記次長・救対部長・財政部長　山口紘一

全国の労働者・学生・市民のみなさんに、全学連中央執行委員会は、重大な決意をもって羽田闘争一千万円救援資金カンパを訴えます。

一〇・八、一一・一二と二度にわたって羽田闘争を闘い抜いた全学連に対し、かってない敵の大弾圧がかけられてきています。施行以後一度も適用できなかった破壊活動防止法が、ベトナム戦争に反対し、日本の核武装と参戦国化に反対する最も突出化した闘いを展開した全学連に適用されようとしています。一一・一二には闘いの参加者を「全員逮捕」の指令を出し現場において三三五名を不当にも逮捕しさり、内一四〇名が勾留されています。さらに負傷者については数限りありません。

こうした政府・官憲の強権的弾圧は、羽田における全学連、反戦青年委員会等の闘いが尖鋭的なものであったばかりでなく、広範にそれを支持する戦闘的労働者・学生の存在に、彼らそのものが、ふるえおののいていることを如実に示しています。

破防法の適用は、うろたえる彼らの象徴的姿に他なりません。

一〇・八羽田闘争で、官憲は今日までに二九名を起訴しました。一一・一二闘争では勾留者の半数近くを起訴することも考えられます。その保釈金だけで六〇〇万円以上が必要です。（一〇・八の保釈金は最低七万円であり、最高は秋山委員長に四〇万円が要求されています）しかも、今後も令状逮捕すら予想されます。

破防法適用は、全学連のみを狙ったものではありません。それを支持し、連帯を表明するすべての戦闘的労働者、学生、市民に向けられています。

われわれは、総力をあげて、破防法の適用を粉砕しなければなりません。この闘いにおいて、われわれは勝利しなければならないし、また勝利の展望も明らかです。

さらに、羽田の闘いに対する一切の不当弾圧をはねかえしてゆかねばなりません。

労働者・学生・市民のみなさん。

いまや、こうした闘いは、われわれの最大の任務となっています。

闘いを守り、闘う組織を守り、闘いに敵対する一切の反動どもを打倒するため、すべてのみなさんに、一千万円救援資金カンパを訴えます。

一九六七年一一月二〇日

◇

なおカンパの送り先は、千代田区富士見町二一七一一法政大学経済学部自治会気付・全学連救対部長山口紘一あてにお願いします。

全人民の闘いで破防法適用を粉砕せよ

七〇年安保に向けて 戦闘的左翼の抹殺狙う

全学連書記次長・財政部長・救対部長 山口紘一

[illegible] とであった。もはや彼らにとって、破防法によってしか日本階級闘争の高揚を制圧できないとするならば、われわれは、破防法そのものを粉砕しようではないか。破防法を口に出し、手をつけだしたのは彼らである。この闘いに勝利しうるか否かにわれわれの命運がかかっているとするならば、われわれには、闘いによる前進以外にない。

一、破防法とはいかなる法律か

[illegible] であるが、われわれが今日特に問題としなければならないのが、第二章および第六章なのである。

すなわち、第二章第五条では団体活動の制限=規制、第七条では解散の指定を明らかにし、第六章では罰則を規定しているのであるが、破防法を検討する場合、第二章における団体に対する活動の制限あるいは解散という規制の問題と、罰則規定の問題とを一応区別しないと混乱する危険性が生じるのである。その区別の一応のメルクマールは、破防法そのものが、法律でいうところの暴力主義的破壊活動を行った団体を対象としながらも、現実の適用は、団体に対して適用される場合と、直接破防法の容疑として逮捕され（例えばデモで公務執行妨害罪として逮捕されるように）、起訴されるような形で適用される場合との二つがあるわけであって、この両者は、適用といっても直接的には意味の異なるものだからである。

今日、わが全学連への破防法の適用が問題とされているのは、この第二章第五条もしくは第七条なのである。

まず、第五条、団体活動の制限についてであるが、「公安審査委員会（公安審査委員会については後述する）は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、当該団体が継続または反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行うことができる」として、「暴力主義的破壊活動」が集会やデモで行われた場合には、期間および地域を定めて集会やデモが禁止され、「破壊活動」が機関紙誌を通じて行われた [illegible] に反対する目的をもって」、ようするに政治上の目的をもって、騒擾、放火、殺人、交通妨害、強盗、公務執行妨害やそれらを教唆または煽動をする行為等々を意味している。

全学連への適用問題が、十・八と十一・一二と約一カ月に二回も継続して行なわれたこと、しかも公務執行妨害が政治上の目的をもって行なわれた「暴力主義的破壊活動」である（ちなみに被起訴者全員、被逮捕者のほとんどが公妨の容疑とされている）ことを唯一の根拠としている理由がここにあるのである。

次に、第七条では、「第五条第一項の処分によっては、そのおそれを有効に除去することができないと認められるときは、当該団体に対して、解散の指定を行うことができる」として、解散の指定を規定している。

第五条が期限つきもしくは条件つきであるのに対し、第七条の場合待ったなしの解散処置がとられるのであって、もし、全学連に適用されれば、全学連はわれわれが勝利しないかぎり再建することも不可能とされる。しかも、第六条第九条には脱法行為の禁止の条項が定められており、例えば看板のかけかえや役員の首のすえかえなどは脱法行為としてこれが禁止され同一の団体として規制もしくは解散の処分が有効とされている。

さらに、ここでいう「団体」には当該団体の支部、分会、その他の下部組織を含まれている（第四条第三項）わけで、全学連の場合は、各学生自治会の連合体という性格からして、各学生自治会の解散や、集会、デモの禁止なども十分考えられるのである。

こうした団体に対する規制は三つのケースが考えられる。第一は団体活動の制限、第二は、制限をした上で、それに違法した事実をとりあげて解散させる、第三は、はじめからの解散、の三つである。現在政府が全学連への適用で狙っているのは、このうち、第三のもっともウルトラなケースであるといわなければならない。

次に規制の手続である。

一応、団体の活動制限や解散は一片の通告のみによってなされるのではなく、それなりの手続が必要とされている。

まず、処分（第五条、第七条）の請求は、公安調査庁長官が公安審査委員会に対して行ない、公安審査委員会が審査して決定される。この場合、公安調査庁長官は、証拠や調書などの開示が義務づけられ（第十八条）当該団体は代理人を選任し（第十三条）弁明の機会が与えられ、さらに自己に有利な証拠が提出できる。（第十四条）

しかしながら、こうした手続そのものが茶番なのである。まず第一に、公安調査庁も、公安審査委員会も、法務省の外局としてある。いうなれば、同じ穴のムジナなのであり、第二に当該団体の弁明あるいは自己に有利な証拠の提出も公安調査庁長官が指定した公安調査庁の職員に対して行なう（第十四条）のであって、いわば裁判でいうなら検事に対してそれを行なうことができる、という意味以外の何物でもない。

審査委員会が当該団体側を呼ぶかどうかはまったく自由なのであって、それを義務づけた条文は存在しないのである。

さらに、第四章の調査は、公安調査庁（同職員）の性格を明らかにしている。すなわち、彼らは、司法警察権=強制捜査権を持っていないのであって、このため、彼らの調査活動は、警察庁および都道府県警察との情報交換の他は、秘密捜査として常に行なわざるをえない、ということなのである。

実際に彼らの調査（=捜査）は、内閣官房調査室と同様、多くの下請組織を持ち、膨大な捜査費（会計検査院の検査に該当しない）をバラまきながら行なわれているのである。

第五章、雑則では、第三十六条の二において、行政不服審査法に基ずく不服申立ての禁止を記載し方が一、適用による処分がされた場合は、行政事件訴訟法による処分決定の取消しの訴えしか救済処置が残されていないのである。

しかも、この注文には第二十七条に、かの有名な内閣総理大臣の異議があるのであって、都公安条例でわれわれが経験した事態が、ここにおいてもくり返される可能性が十分に存在する。

最後は罰則規定である。この罰則規定は、第五条、第七条が適用されて、それに違反した場合にこの罰則規定によって処罰されるのはもちろんであるが、そればかりでなく、通常の闘いで、直接この破防法違反として逮捕され、処罰されるのである。

内乱や外患の教唆、煽動、政治上の目的をもった放火、騒擾、あるいはそれらの教唆、煽動、公務執行妨害などは、いずれも、刑法で定めたそれらよりも重罪として適用される。

しかも、破防法は、刑法を利用しながらも「暴力主義的破壊活動」を継続し、または反覆して将来も行なうおそれのある団体を性格的には行政的な色合いのこいかたちで処分し、しかも、教唆、煽動を含めて処罰する点では、思想犯をも処罰するものであり、こうした意味で、破防法こそ、弾圧立法の象徴として存在するのである。

二、破防法の成立過程

破防法は一九五二年七月朝鮮戦争の真只中で成立した。サンフランシスコ講和条約の締結によって「ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件」という緊急勅命（一九四五年九月）が廃止され、団体等規正令、公職追放令などの治安法規を失効した。こうしたなかで、吉田内閣がまず用意したのが、破壊活動防止法案であった。

破防法が、直接には、当時の日本共産党に対する組織的壊滅を狙って施行されたことは、今日だれの目にも明らかである。

四九年、下山、三鷹、松川など一大フレームアップと、その後のレッド・パージの嵐は、戦後革命の敗北に最終的なダメージを与えた。東芝から日立にいだるレッド・パージは、個別的には血みどろの闘いとして闘われながらも、分散した闘いに終始し、総体としては日共の地域人民闘争へのすりかえと闘争放棄によって、学生戦線以外、敗北の道を歩まねばならなかったのである。それによって産別は崩壊し各職場の若き活動家は放逐され、日本共産党の労働戦線における影響力は大きく後退した。これに代って登場したのが、資本の動きに順応し、大衆を引渡していってしまう民同であった。

しかしながら、日本資本主義は敗戦による打撃を、戦後革命の敗北によって乗り切り、ドッジ・プランによってインフレを収拾させ為替レートの安定を図るなど政府財政の強化を行ない全産業部門にわたる整備再編によってその基盤を確立し、その後のいわゆる安定恐慌を朝鮮戦争の勃発にともなう「特需ブーム」によって活路をみいだし、日本独占の一大飛躍を切り開いたのである。

破防法は、日本資本主義の、敗戦による混乱から、いわば完全なまでの復活をなす結節点として、五二年講和条約とともに存在する。講和が、世界資本主義に対する日本ブルジョアジーの戦後における政治的経済的実力の強化の宣言であったとするならば、破防法は、日本階級闘争における体制強化の宣言でもあった。

五〇年分裂した日本共産党は、五一年綱領によって、火炎ビン、山村工作隊などの極左戦術を開始することによって、階級闘争の戦列からとびだすなかで、日本プロレタリアートは、再建の苦闘を続けていた。

炭労の闘争を皮切りに戦争下の労働強化と低賃金に対する闘争に突入し、朝鮮戦争と講和をめぐる闘いが展開されるなど、日本プロレタリアート大衆の不滅のエネルギーに支えられて、労働運動の再建の過程へとつき進んでいった。

この過程こそ、G・H・Qと日本政府の胆入りで結成された総評が「ニワトリからアヒルへ」転換する過程であり、日本型社民を生みだす過程でもあった。だが、それは、前衛の不在による指導部の混迷の中で、出口のない試行錯誤のくりかえしでもあった。

一九五一年六月には、早くも総評を中心に講和条約後に行なわれる治安・労働立法に備えて、労働法規改悪反対闘争委員会（「労闘」）が結成された。五二年三月破防法が上程されるや、労闘は数次にわたる闘いを組織した。四月十八日には、戦後はじめての政治ゼネストが決行された。この過程は民同における日和見主義的指導部が大衆によって不信任されていく過程であった。

民同右派は政府との取引きに全力を挙げ、左派は動かず、共産党もまた「破防法を粉砕しただけでは食えない。賃上げだ。これを勝ちぬくことが破防法だ」と経済闘争にひきおろし、さらに選挙闘争におきかえていった。

七月四日には破防法が、十一日には労働法改悪案が成立した。

破防法は、まさしく階級闘争を体制内的闘いのワクにおしとどめるものとして登場したのである。

破防法の抜萃

第二章 破壊団体の規制

（団体活動の制限）

第五条① 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行なった団体に対して、当該団体が継続または反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行なう明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行なうことができる。ただし、その処分は、そのおそれを除去するために必要かつ相当な限度をこえてはならない。

一、当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進または公開の集会において行なわれたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進または公開の集会を行なうことを禁止すること。

二、当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、または宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によって行なわれたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、または頒布することを禁止すること。

三、六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）または構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。

② 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役職員または構成員として、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。（略）

（解散の指定）

第七条 公安審査委員会は、左に掲げる団体が継続または反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行なう明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があり、かつ、第五条第一項の処分によっては、そのおそれを有効に除去することができないと認められるときは、当該団体に対して、解散の指定を行なうことができる。

一、団体の活動として第四条第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行なった団体

二、団体の活動として第四条第一項第二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行ない、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、または人を教唆し、若しくはこれを実行させる目的をもって人をせん動してこれを行なわせた団体

三 （略）

第四〇条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する目的をもって、左の各号の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、またはこれらの罪を実行させる目的をもってするその罪のせん動をなした者は、三年以下の懲役または禁こに処する。

一 刑法第百六条（注騒擾）の罪

二 （略）

三 （略）

三、全学連への適用は何を意味するか

政府・ブルジョアジーは、二度にわたって羽田で闘いぬいた全学連を「思いあがった英雄主義」「特殊な暴力集団」としてキャンペーンすることによって、闘争の目的をおおいかくし、闘争そのものの社会的抹殺を狙っている。だが、全学連と反戦青年委員会によって闘いとられた反戦闘争の新たな激動の芽はかくしきれない。ここに、政府・ブルジョアジーが、総力をあげて破防法を適用し、その徹底的・組織的壊滅にやっ気になっている理由がある。

いま、もし全学連がマズコミのキャンペーンのように本当に「特殊な、狂信的暴力集団」であり、世間のだれもがそれを信用しているなら破防法の適用による組織的壊滅など、どうでもいいのであるにもかかわらず、今日この時点で彼らが、施行後全面的適用という意味では適用されてこなかった破防法を口に出し、それればかりか、必死にその適用に乗り出したのは何故か。ここにすべてをとくカギがある。

全学連と反戦青年委員会を中核とする二度にわたる羽田闘争の意義は、なによりも、日本階級闘争に重大な転換をつくりだしたことにある。われわれはこのことを何度も確認しなければならない。

羽田闘争は、七〇年安保再改訂の攻撃に真正面からいどんだ先進的な闘いであった。まさにこの闘いをとおして、労働者市民のなかに、うっ積された社会的不満に一条の光明を呼びさまし、七〇年にむけられた一連の政治過程のなかで、日本階級闘争に新たな流動を生みだしている。羽田における一万を越す労働者、学生のきわめて戦闘的な闘いは、労働者階級の深部において、社会的反逆の存在と未来をさし示したのであった。しかも重要なことは、七〇年安保を闘う主体がどこにあるのかを衝撃をもって示したことである。

まさしく、このことゆえに政府・ブルジョアジーは、全学連を「暴徒」に仕上げ、破防法適用による組織の壊滅にやっ気なのである。戦後革命の敗北的所産とはいえ、人民の手に確保された「民主的諸権利」が、日本帝国主義の危機の時代に突入した今日階級闘争もいわば「平和的発展期」をおえそれらの一切のハク奪という地点で、血みどろの闘いのなかにしか存在が許されないのだ。

この時点における破防法の適用こそ、七〇年安保闘争に対する真正面からの反撃が日本帝国主義者の心臓を打ち破る闘いとして展開され、しかもそれが労働者階級の内部で連帯と共感をよんで迎えられていることに対する政府・ブルジョアジーの階級的恐怖の表現である。

それゆえ、破防法の適用は決して全学連に定まらない。羽田における全学連の闘いを支持する、しないに関係なく、ベトナム侵略戦争に反対し、七〇年安保再改定阻止をかかげる労働者人民のすべての闘いを弾圧し、たたき壊そうとするものに他ならない。

四、全力で破防法適用を粉砕せよ

政府は、破防法の適用をもろに問題にしている。だが、これに対して「本当に適用されるのか」「実際にはむずかしいのではないか」というような、一切のおしゃべりはむだである。

適用するかどうか、を云々することが問題なのではない。まず、政府・ブルジョアジー自らが破防法を適用を口に出したことが問題なのだ。このことをわれわれは徹底して暴露しなければならない。

破防法は、その成立から現在まで、「死んだ法律」とさえいわれてきた。それは、敵階級にとって「伝家の宝刀」としてありながら一度も実際に適用されることがなかったことに起因している。だが破防法は決して死んだ法律ではなかった。むしろ、その適用を考えずに、敵階級は、あんのんと、自らの地位についていることが可能だったからに他ならない。だが、ひとたび闘いの激化と高揚が階級闘争として登場した瞬間、敵階級は、それまでの一切の仮面をかなぐりすて、その狂暴な姿をむき出しにしてくるのだ。

「適用されても他に方法がある」というおしゃべりも無用である。もちろんその段階で、われわれは、あらゆる方法を見い出すであろう。だが、現在、政府・ブルジョアジーが、適用を口に出し、その検討に必死に取り組んでいるとき、われわれは、まずそのこと自体を粉砕しなければならない。

こうした中で、日本共産党の態度は、まったくもって反動的である。彼らは「破防法を適用せずとも、他にトロツキストを取り締まる法律はいくらでもある」と、逆に反トロ・キャンペーンとともに敵階級に売り渡し、七〇年安保を回避するのに専念している。

敵階級の支配のワクにプロレタリアートの闘いが、激しく衝突すれば、その弾圧も熾烈になることは明らかである。われわれは、であるから闘いを放棄したり、その戦列から逃亡し、あるいは、闘いを一段ひくい次元におしとどめることはできない。闘いの高揚と戦闘化を通じて、さらに一層自らの闘う主体と組織を強化し、戦列を強めていくことが可能であるからこそ、われわれはいかなる闘いをも組織し、闘いとるのだ。

われわれは、適用粉砕の闘いを通して、破防法粉砕するまで闘いを拡大させなければならない。

われわれは、何一つ恐れてはならない。闘う主体と組織を防衛する最大限の注意をはらいつつ、なおかつ、大胆に、闘いを組織しなければならない。

羽田闘争を直接の対象に適用が問題になっている今日、われわれは、羽田における全学連の闘いが、今日の階級闘争のなかで、全く正当であり、それ以外の一切の闘いは存在しなかったことを、一点の曇りもなく大衆に訴え、破防法適用粉砕の最大のテコとしなければならない。

11.22 全学連 破防法適用粉砕に起つ 反撃の第一歩を踏み出す

羽田闘争を闘った全学連は、この破防法をカサにきた新らたなる治安攻勢に対し、十・二二破防法粉砕統一行動の中で反撃の第一歩をきりひらいた。五百名を結集しての日比谷から新橋にいたる戦闘的デモは、この直面する重大な攻撃に対し、全労働者人民に警鐘を乱打すべく闘われた。闘いは、全労働者階級の広はんな大衆的実力闘争にうけつがれねばならない。

11・18 マル学同 政治集会開く 破防法適用粉砕で

十八日開かれたマル学同（中核派）主催の政治集会は、全関東の学友三五〇名を結集し現在全学連にかけられようとしている破防法適用粉砕の決意と十・十一月闘争における全学連の主流派としての中核派の位置と成果を確認した。

集会はマル学同田上椎書記長の司会で始まり、不当に拘留されている委員長にかわって戸川書記局員が基調報告を行なった。基調報告は、十・八、十一・一二闘争の意義を語った後、全学連への破防法適用の攻撃は、日本労働者人民の上にかけられた恐るべき弾圧であり、全学連の死活をかけた闘いで適用粉砕をかちとらねばならないことが確認された。

さらに集会は、本多延共同書記長の講演を行ない、その後高経大闘争の報告をうけた。講演とその二つの報告に基いて、討論が展開され二つの羽田闘争の歴史的意義が中核派を先頭とする全学連によってつくり上げられた以上、それによって呼びおこされた日本帝国主義者の破防法適用を頂点とする反動攻撃を中核派も日本労働者階級人民の先頭に立って打ち返してゆかねばならないことを固く決意して、インターの合唱と共に集会は十時散会した。

羽田闘争救対ニュース

十一月二十日、令状逮捕によって拘留されていた学生のうち五名が新たに起訴されたことによって十・八羽田闘争における捜査のヤマは一応越したことが伝えられている。

ここで、十・八救対関係を明らかにする。

被逮捕者総数は、当日現行犯として不当逮捕された者五十八名、令状逮捕された者十二名、合計七十名に及んだ。

次いで起訴された者は、二十九名であり、内、弁天橋関係は、二十五名におよんでいる。

保釈金であるが、最低七万円から、最高秋山全学連委員長の三十万円までで、総額二百六十三万円に達している。

特に秋山委員長の三十万円はまったく不当であり、一学生の公安事件における保釈金としては、類を見ない金額である。

だが、闘いは終っていない。十・八関係でいえば、ただちに裁判闘争の準備にかからなければならない。これだけで、今後も膨大な費用がかかることが充分考えられる。依然として救援カンパはわれわれの闘いの重大な鍵である。

（十一月二十一日現在）

マルクス主義青年労働者同盟・全逓委員会機関誌
ザイル
NO31 11月27日刊 50円（〒35円）
秋期年末闘争方針 ／マル青労同全逓委員会
全逓城東に対する不当弾圧反対闘争 ／大塚 哲
羽田闘争と全逓労働者の課題 ／南 四郎
新書紹介 ドイッチャー著『ロシア革命五十年』 ／相川 徹
全逓労働運動史（2） ／山根 浩

革共同政治機関誌
共産主義者
[illegible] 円

三里塚空港建設実力阻止

日共 反対同盟の分裂策す

11・3集会に悪質なデマ宣伝

（一）

十一月三日、国鉄労働者を先頭に、青年部旗、反戦旗を林立させた戦闘的デモが三里塚国際空港予定地を縦断した。賛成派・条件派が最も多く反対闘争の弱い、木の根、古込部落の反対同盟を激励し反対派きりくずしに狂奔する県当局及び空港公団に対する反撃をこめてこの日、反戦青年委と全学連の示威行進が敢行された。そして現在、地元三里塚反対同盟の熱っぽい期待と、砂川—羽田を闘いぬいた反戦委、全学連の決意にもえたこの日の行動は、渦をなして、三里塚空港阻止闘争の新しい前進をきりひらきつつある。それは、十月十日未明、機動隊二千の国家権力の暴力をもってなされた外郭線クイ打ちに対する実力阻止の闘い以来、地元反対同盟の空港実力阻止体制が確立され、何よりも、国家権力に対して、ひるまず闘う支援闘争が要請されていたが、まさにそれにこたえて、たたかわれたからである。

一方、空港実力阻止に一貫して反対してきた日本共産党は、十月十日の強制クイ打ちの際も、必死にスワリ込む現地反対同盟の後で実力阻止行動に水をかけ、機動隊に排除されつつある農民を平然と見すごして来たのであるが、この十一・三反戦青年委と全学連の統一デモに際する、執拗な妨害は、闘う支援部隊との積極的連帯を表明した現地反対同盟に対する中傷と誹謗を行うまでに至っている。

十一月二日夕、日共は三日のデモコースぞいに「挑発分子でていけ」などの悪質なステッカーをはりめぐらし、一方、個別訪問で集会への農民の参加を妨害して歩いた。しかし、反対同盟は三日、早朝、これらステッカーを、一枚のこらずはがし、また、日共の個別訪問にしても、ほとんど農民の支持は得られず、逆に追い返されることすらおこったのである。

当日は主催者である千葉県反戦が、これまでの支援集会が、自らの動員をまともにくまず、もっぱら反対同盟の農民の動員によってかっこをつけるという、不面目な激励というより、農繁期の現地農民をひっぱりだすものであったことの反省の上にたって、さらに集会にいつでも参加する人々ではなく、むしろなかなか出てこない人々及び条件派に対してアッピールするべきであるという現地反対同盟の要請にこたえて、当初より、現地反対同盟は代表のみの出席という方針で行った（にもかかわらず、デモコース沿いの東岸部落を中心に数十名の参加が行なわれたのである）。

この点をもって、「日共は現地農民の参加が少なかった」と攻撃しているのである。十一・三集会、デモの圧倒的成功に対し、翌日から、日共の悪質なデマ宣伝が更に開始された。戦闘的に、かつきわめて統一された、反対同盟と反戦、全学連の闘いに、つけいるスキを見い出し得なかった彼等は、当日会場わきで生じた日中正統派と日共のケンカを、大見出しに、ウソでかためられたビラを出し、遂に「挑発者全学連をひきいれた反対同盟の責任者（戸村委員長）」の誹謗と中傷を大々的に開始したのである。それは現地のみならず、『アカハタ』折込みとして全県下にばらまかれ、一方、日共の個別訪問がくりかえされている。日本共産党は、明らかに、三里塚・芝山反対同盟が、実力阻止路線を明確にし、闘う全学連と反戦青年委との連帯をも深めつつ、日本共産党とは独自の道を前進しはじめるや否や、現地反対同盟の破壊と分裂につきすすんだのだ。「一年有余の日本共産党の支援活動」とは実に、三里塚闘争の天王山を迎えつつある今日の時点で、その”ばけのかわ”がはがされたのである。これは決して、「日共は、党勢拡大と『赤旗』読者拡張のために三里塚に来ている」等々というものではなく、農地を死守し、その強権的ハク奪に実力をもって闘いぬくことにより、全生活をかけた闘いにたち上っている三里塚芝山農民の闘いをぶちこわすものなのである。現地反対同盟は、日本共産党のこの同盟分裂工作に対し断固として抗議し、正式文書をもって申し入れることを決定、実力阻止の不抜の闘いを堅持していく。しかしながらこれらの事態は十一・三集会に参加した一切の青年労働者・学生に、日本共産党の反動的画策に対して闘い、現地反対同盟の闘いを、これまでの数十倍の努力をもって支援せねばならないことをも義務ずけているのだ。

（二）

三里塚国際空港は、日本帝国主義の海外侵略の野望をこめて、まさに、佐藤政府のベトナム参戦・アジア侵略の七〇年安保体制への布石として建設されようとしている。現地農民をはじめから全く無視し、買収と機動隊による土地収奪の脅迫やら口もまた、七〇年安保にむかっての反動国内法体制の現れである。だからこそ、三里塚芝山反対同盟に結集する現地農民は、この一年有余の闘いの中で自らの土地を守りぬくために、あらゆる政府の甘言の裏にある、強暴な土地収奪の意図を見ぬき、県・公団・国家権力の弾圧にたえぬき、実力闘争をもって、佐藤政府と対決するまでに前進せねばならなかったのである。だが、これは決して、おいつめられた闘いではない。佐藤政府に対する勝利の道である。今日、三里塚闘争は立川基地拡張に反対し、十三年間、阻止しつづけてきた砂川反対同盟の不屈の闘いとともに戦争と侵略、反動の道に全人民をたたきこもうとする日本帝国主義佐藤政府に対する人民の反撃の闘いの一翼を大きく形成しているのである。日本帝国主義打倒をめざし、佐藤政府と不屈に闘うものこそが、”三里塚農民の真の友”たりうるのだ。

（三）

ところで日本共産党は、三里塚農民の”真の友”なのであろうか否である。ここ数日間の現地三里塚における日本共産党の血迷った反対同盟に対する中傷と誹謗はそのことを立証してあまりある。だが、このことは、今日突如としておこった事ではまったくないのだ。日本共産党は、一貫して、三里塚闘争において、反対同盟の闘う主体性を無視し、反対同盟の団結小屋を専有し、現地闘争本部と一体となって闘うことをせず、反対闘争の利益の上に私党の利益を追及してきた。『赤旗』の拡大と民青の拡大が、三里塚闘争の前進と称して『赤旗』紙上に写真入りでのせられたのは決して偶然ではない。十月十日の闘いは、このような日本共産党の闘いなるものをまざまざと現地農民の前に露呈した。

二千の機動隊に対し、初めての闘いの中で、老人行動隊、婦人行動隊は必死に闘い、青年反対同盟員は、スクラムを組んで抵抗した。当日、現場における支援動員の多くを占めていた日本共産党は何をしたのか、ただ後にしりぞき現地農民への弾圧に抵抗するどころか、もっぱら「挑発にのるな」「……するな」といい、歌をうたっていただけではないか。それのみではない、日本共産党は、公然と実力阻止闘争に反対し、機動隊が来たらさがり、クイをうたれたら抵抗せず、そうすれば、全国民は同情してくれるとすらいうのであった。更に砂川反対同盟が今、数十名に減ってしまうのは、流血の闘争をやったからだと公言してはばからない。十三年の砂川拡張阻止が、いかにきびしい状況の中で闘いぬかれているか、そして、現に、拡張を阻止していることの事実を否定する日本共産党の態度は絶対に許すことができない。そもそも十日の強制クイ打ちにおいて三本しか打たせず、しかも、そのうち一本は公団の予定地点には打たせなかったのも、さらに、その後のクイ打ちを許していないのも弱体だったとはいえ、十日の実力抵抗の結果である。何よりも、十日の実力阻止の闘いが、首都・全関東の労働者人民に、機動隊の暴虐と三里塚農民の決意をまざまざと示すことによって、闘いの真の拡大が、はじまったのであり十一・三の反戦・全学連の現地動員もこの十日の闘いによってきりひらかれたのである。日本共産党の三里塚闘争とは、さらに日本共産党に反対する一切の党派、一切の大衆団体の支援闘争を妨害し、排除することであった。

それは、三里塚闘争を共産党の私物とするやり方であり、日本共産党が「社共の統一」として、賛美する反対同盟、社会党・共産党の三者連絡会議を日共は一切の支援団体を結集し、勝利めざしてどう闘うかのための機関ではなく、日本共産党の方針をおしつけ、特に、全学連等々の支援を排除するための策動の場にしようとしている。しかし、反対同盟の闘う主体性は、これを拒否し、十一・三集会に際しても、全学連、反戦の統一集会を支持する反対同盟のかたい決意の前に、三者連絡会議では共産党もふくめて統一集会とデモを「了解」したのである。ところが、日本共産党は、この「了解」をもほごにして、前述のような妨害工作を数日にわたって続けているのである。

日本共産党が、いかなる意味においても、三里塚農民の友ではないことは明らかである。

日本共産党は、その綱領において、日本帝国主義との対決を放棄し、今日、佐藤政府が、次々とかけてくる侵略と反動の具体的攻撃に対し、何ひとつ、これを阻止すべく闘いをくんでいない。彼等にとって三里塚は自党の輪をひろげる場でしかないのだ。今日の三里塚国際空港建設にこめられた佐藤政府の野望をみぬき、彼らの土地収奪攻撃のきびしさの自覚の上にたち、何としてでも、これと闘い勝ちぬく三里塚農民の立場から、何とかけ離れた反動的立場に日本共産党はあることか。われわれは今、再び機動隊投入によるクイ打ち、ボーリングがせまり、一方、反対同盟のきりくずしに公団がやっきとやっている時、日本共産党の反対同盟破壊の策動が戸村委員長に対するキャンペーンが全くの利敵行為であることを弾劾し、全力を上げて、三里塚芝山反対同盟の闘いと一体となった支援闘争を拡大させねばならない。今、われわれに要請されていることは、何よりも多くの現地支援動員をかちとり、実力阻止体制の強化に、援農に全力をあげることである。（九日）

新たな攻撃を粉砕

三里塚反対同盟 クイ数百本を切る

介入に加わった御私服警官も「ポリ公が介入したら、全学連を呼ぶぞ」という抗議の中で撃退させられた。抗議は主婦を先頭にした闘争本部前での県道いっぱいのジグ・ザグデモを行なって終了した。

こうして政府公団の攻撃は撃退されつつあるが、しかし同時に闘いが新たなヤマバをむかえていることも事実である。現地反対同盟は各々の攻撃に対し、闘いを組む中で団結力を強めているが、いざという時には、地元民の立場に立ってわれわれもまた全力をあげて闘いに加わっていかねばならない。この闘いは帝国主義の労働者、大衆に対する攻撃をはねのける極めて重要なものなのだ。

それにしても、こうした新たな攻撃が加えられ、地元の団結が要求されているこの時に、日本共産党が、これまで以上に反対同盟内部の分裂工作を行なっている事は絶対に許せないことである。「実力阻止」反対「全学連と反戦青年委を追い出せ」にどり固まり闘う事よりも党勢拡大のみをねらって来る彼等は、この闘いの日にも、戸村委員長を個人的に中傷するビラをまいていた。現地反対同盟内部でも、日共の党利党略に対し、激しい怒りが燃えあがっているが党勢拡大のためには、農民をも裏切る彼等のやり方は絶対に許せないものである。

反対同盟のもとに固く結束した農民たちの決死の決意のまえに、政府公団は真正面からの攻撃に失敗してきた。政府公団は現地の中に分裂を持ち込み、それを拡大するために次のようないやがらせを最近行なってきた。

すなわち、長さ三尺、太さ三寸五分のクイを約二千本、芝山現地の冬木材木店に十一月二五日納期付けで発注したことである。農地測量に用いる事が、はっきりしているクイの製作を成田市で用意しないで、わざわざ公団から遠く離れた現地芝山の材木店に発注する事など、明らかに内部撹乱の攻撃であり、同時に極めて、悪質な挑戦といえる。彼等の中には、困窮する大衆の怒りを理解する心情など一片もないのだ。しかし無慈悲な攻撃は農民の大反撃をくらうにちがいない。

十一月二十二日午後一時、現地反対同盟は三里塚、芝山の同盟員に緊急動員指令をかけ、冬木材木店に対する抗議を行なった。

「ぐずぐずいわずに、めんどうくせえから、おっぺしょまえ」「クイなんか作りやがって、かまわねえから、たたき折っちまえ」「冬木出てこい」怒りに全身をふるわせた同盟員が、金具口ヘルメットと、はちまき姿で、冬木材木店にこさせ、約二百名がつみ上げられた丸太の上に陣取る中に、材木店主人を、真中にひきづり出し、公団と一緒になって、農民に対する攻撃に手を貸した事に対し、徹底した抗議を行なった。モンペ姿にはちまきをした主婦や、怒りに顔を真赤にして抗議する農民の顔は政府権力者の無慈悲な攻撃に対して、決して妥協する事のない闘う者の決意を表わしていた。冬木材木店主人は、決死をかけた農民の抗議に、一片の弁解の余地もなかったのだ。彼が権力者に手をかしたことは、はっきりしていた。彼は「自ら」残ったクイ数百本を、全員の眼の前で、全て、半分に切りきざむことを説明した。

飲声と拍手と野次の中で、公団の焼印をうたれたクイは、次から次へと半分に切られていった。切られていく一本一本のクイに「てめえ、今度は、この世に生まれてこさせねえから」等々抗議をたたきつける農民の声の中には改めて加えられた政府公団の攻撃に対する新たな闘争心がこめられていた。